

やまなし産保メールマガジン第88号

【URL】 <http://www.sanpo19.jp/>

平成28年3月17日

発行：山梨産業保健総合支援センター



山梨産業保健総合支援センターでは、健康で安心して働ける職場づくりを支援するため産業保健関係者等からの専門的相談や研修・セミナーの日程、有用な情報提供等についてホームページ、メールマガジン、情報誌『産業保健21』等を通じて提供しています。当メールマガジンは、月1回程度、利用者の皆様にお届けしております。

☆メールマガジンの登録（無料）は、下記によりお申込みください！

※<http://www.sanpo19.jp/modules/inquiry/index.php?op=2>

目次

- 【1】 研修会・セミナー
- 【2】 産業保健トピックス
- 【3】 アラカルト
- 【4】 産業保健相談員の窓
- 【5】 図書・研修用機器の貸出
- 【6】 新着図書のご案内
- 【7】 ご相談・ご質問コーナー
- 【8】 編集後記

【1】 研修会・セミナー

◇当支援センターの平成28年4月～6月までの研修が決定いたしました。その後の研修は、順次掲載いたします。

参加ご希望の方は、各研修の欄に添付してありますアドレスからホームページにアクセスし、お申し込みください。なお、受講は無料です。

【1-A】 一般研修

研修番号：280426

☆「最近の産業保健に関する主要な法令について」

内容 労働衛生や産業保健を担当する方が知っておかねばならない最近の主要な法令及び動向について、その概要とポイントを紹介します。

日時 平成28年4月26日（火）午後2時～午後4時
講師 雨宮 隆浩（産業保健相談員・雨宮労務管理事務所所長）
会場 山梨産業保健総合支援センター 研修室
認定単位 認定産業医研修 単位申請中

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=653>

【1-B】衛生管理者レベルアップ研修159～165

研修番号：280517

★「過去に発生した職業性疾病を考える～化学物質による発生事例の検討～」159

内 容 過去に発生した化学物質による職業性疾病について、発生原因やそれを教訓とした対応等について解説します。

日 時 平成28年5月17日（火）午後2時～午後4時

講 師 宮村 季浩（山梨大学医学部 看護学科 教授）

会 場 山梨産業保健総合支援センター 研修室

認定単位 認定産業医研修 単位申請中

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=655>

研修番号：280524

★「労働災害と労働衛生の動向について～最近の法律改正と重点事項等～」160

内 容 山梨県の労働災害と職業性疾病の発生件数の変化を見ながら傾向と対策を解説します。また、法改正の要点と行政が進める重点事項の内容についても説明します。

日 時 平成28年5月24日（火）午後2時～午後4時

講 師 山梨労働局 労働基準部 健康安全課 担当職員

会 場 山梨産業保健総合支援センター 研修室

認定単位 認定産業医研修 単位申請中

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=656>

研修番号：280527

★「作業環境測定と対策」161

内 容 化学物質による健康障害防止のための化学物質管理と測定機器の使用方法を学んでいただきます。

日 時 平成28年5月27日（金）午後2時～午後4時

講 師 望月 明彦（産業保健相談員・山梨厚生病院 予防医学センター 副所長）

会 場 山梨産業保健総合支援センター 研修室

認定単位 認定産業医研修 単位申請中

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=662>

研修番号：280603

★「転倒災害の防止に向けた取り組みについて」162

①STOP！転倒災害プロジェクト

②健康運動士による実技演習

内 容 転倒災害は依然として休業4日以上での死傷災害の中で最も件数が多く、第12次労働災害防止計画達成のためには、更なる取り組みが必要となっていることから、転倒災害の種類と主な原因、転倒災害防止対策のポイント等について学んでいただくとともに、健康運動士による転倒災害防止のための安全な歩き方等について理解していただきます。

日 時 平成28年6月3日（金）午後2時～午後4時

講 師 ①山梨労働局 労働基準部 健康安全課 担当職員

②依田 武雄（産業保健相談員・（公財）日本健康スポーツ連盟健康運動指導士）

山梨メールマガジン第88号

会場 山梨産業保健総合支援センター 研修室

認定単位 認定産業医研修 単位申請中

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=663>

研修番号：280610

★「化学物質のリスクアセスメントについて」163

内容 化学物質等による健康障害防止のためのリスクアセスメントについてその概要およびその方法等について解説します。

日時 平成28年6月10日（金）午後2時～午後4時

講師 山田 憲一（中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター 副所長）

会場 山梨産業保健総合支援センター 研修室

認定単位 認定産業医研修 単位申請中

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=664>

研修番号：280617

★「労働者の食生活改善のポイント」164

内容 エネルギーの過剰摂取や、栄養バランスの乱れは、肥満や生活習慣病の発症につながります。肥満・生活習慣病予防のための食事をテーマに、上手な食事のとり方を学び、肥満・生活習慣病予防にお役立てください。

日時 平成28年6月17日（金）午後2時～午後4時

講師 古閑 美奈子（山梨学院大学 准教授） 外

会場 山梨県立文学館 研修室

認定単位 認定産業医研修 単位申請中

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=666>

研修番号：280627

★「職場の作業環境の改善方法」165

内容 日本で使用されている化学物質は約6万物質と言われていますが、印刷工場の胆管がん問題等で作業環境管理の重要性が再認識されています。作業環境の改善方法に関して労働衛生工学的対策を中心に事例（写真）を含めて解説いたします。

日時 平成28年6月27日（月）午後2時～午後4時

講師 森 博幸（産業保健相談員・森労働衛生コンサルタント事務所 所長）

会場 山梨県立文学館 研修室

認定単位 認定産業医研修 単位申請中

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=672>

【1-C】職場のメンタルヘルス相談員のためのステップアップ研修（4回シリーズ）

☆職場のメンタルヘルス相談員のためのステップアップ研修（「事例検討会」）

I-①②③

内容 職場でのメンタルヘルスの相談に携わっている方々を対象によりステップアップした技量の習得を目指し、事例を基に検討します。様々なケースによる「相談対応力の強化」に着目し、メンタルヘルスケア推進のための相談対応の実践力を習得していただきます。

山梨メールマガジン第88号

日 時 研修番号：280420
I 期 1 回目 平成28年4月20日(水) 午後2時～午後4時30分
<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=652>

研修番号：280511
I 期 2 回目 平成28年5月11日(水) 午後2時～午後4時30分
<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=654>

研修番号：280608
I 期 3 回目 平成28年6月 8日(水) 午後2時～午後4時30分
<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=671>

講 師 菅 弘康 (産業保健相談員・すげ臨床心理相談室所長 臨床心理士)
会 場 山梨産業保健総合支援センター 研修室
認定単位 認定産業医研修 単位申請中
※原則4回受講ですが個別でも受講可

【1-D】産業カウンセリング研修 (4回シリーズ)

☆産業カウンセリング研修I-①②③

内 容 職場でのメンタルヘルスの相談など、様々な問題において、一次予防としてまず「話を聴く」ことが求められています。又職場のコミュニケーションを円滑にしていくためにも効果的です。～ストレスチェックの法制化にともない、一次予防としての機能をもつ「傾聴スキル」を実践的に学ぶ～

日 時 研修番号：280415
I 期 1 回目 平成28年4月15日(金) 午後2時～午後4時30分
<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=651>

研修番号：280520
I 期 2 回目 平成28年5月20日(金) 午後2時～午後4時30分
<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=657>

研修番号：280624
I 期 3 回目 平成28年6月24日(金) 午後2時～午後4時30分
<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=667>

講 師 中村 幸枝 (産業保健相談員・エヌ心理研究所所長)
会 場 山梨産業保健総合支援センター 研修室
認定単位 認定産業医研修 単位申請中
※原則4回受講ですが個別でも受講可

【1-E】産業保健スタッフ研修

☆設定はありません。

【1-F】ストレスチェック制度に関する研修

【医師向け】

内 容 高ストレス者の面接指導に関するマニュアルを基に、医師が面接指導の結果に基づいて作成する報告書・意見書の様式例とその記載例及び報告書・意見書の作成の流れなどについてわかり易く解説します。

研修番号：280613

★日時 平成28年6月13日(月)午後2時～午後4時
講師 大芝 玄(産業保健相談員・大芝医院 院長)
会場 甲府市総合市民会館 大会議室
認定単位 認定産業医研修 単位申請中

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=670>

【産業保健関係者向け】

内 容 ストレスチェック及び面接指導の実施方法と留意点や保健指導・健康相談の体制整備等について学んでいただきます。(マニュアルの解説)

研修番号：280412

★日時 平成28年4月12日(火)午後2時～午後4時
講師 長田 暢子(産業保健相談員・臨床心理士)
会場 山梨産業保健総合支援センター 研修室
認定単位 認定産業医研修 単位申請中

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=617>

研修番号：280526

★日時 平成28年5月26日(木)午後2時～午後4時
講師 後藤 由美子(産業保健相談員・臨床心理士)
会場 山梨産業保健総合支援センター 研修室
認定単位 認定産業医研修 単位申請中

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=658>

【2】産業保健トピックス

■ストレスチェック制度関係の情報(厚生労働省ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>

【新着】

【政府インターネットテレビ】霞が関からお知らせします～
働く人の「こころの健康」を守るストレスチェック制度が始まります

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg12688.html>

ストレスチェック制度

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg12725.html>

労働基準監督署への報告書様式が決まりました。

心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/24.html>

■「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を公表します。

～がんなどの疾病を抱える方々の治療と職業生活の両立を支援する企業に向けて～

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=218991>

■芳香族アミンの取扱事業場に関する調査結果等について～第二報(平成28年3月2日時点)～

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=219371>

■職場における化学物質のリスク評価

SDS交付義務の640物質の内からリスクがあるとされる化学物質の有害性調査を行い、作業態様等から高いリスクがあり、ばく露防止対策が必要な場合に特定化学物質に追加される仕組みです。

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=219241>

■「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について労働政策審議会から妥当との答申がありました。

～法人の代表者などが、自らの事業場の産業医を兼任することが禁止になります～

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=219471>

■第3次産業で働く皆さまへ～安全で安心な職場をつくりましょう～

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=219469>

【3】アラカルト

◆山梨県がん予防サポートチーム募集！！

山梨県では、「がん」の総合的対策の推進を図るため、「山梨県がん対策推進計画」を策定し、「がんによる死亡者の減少」、「すべてのがん患者と家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上」と「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を全体目標として、がん対策を推進しています。

その中で「がんの早期発見」において、「がん検診受診率の向上(5年以内に50%)」を個別目標に掲げ、応援し、活動していただける企業や団体を募集しています。

詳細につきましては、下記アドレスからアクセスしてください。

<http://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/seizinhoken/ganjyohou.html>

【4】産業保健相談員の窓

今回はお休みです

【5】図書・研修用機器の貸出

当センターでは、産業保健をはじめとした図書・研修用機器等について無料で貸出を行っています。

初めてご利用になる方は利用者登録が必要になりますので、身分証明書（運転免許証等）、名刺をご持参の上、当センターで手続きをお願いします。

所蔵リスト・検索等については下記のアドレスからアクセスしてください。

http://www.sanpo19.jp/modules/rental/index.php?content_id=1

※ビデオ・DVDにつきましては、平成21年12月17日をもって貸出を終了いたしました。当センター内での視聴は可能ですので、お気軽にお越しください。

【6】新着図書のご案内

●最近の新着図書

産業心理学

【07-0163】～【07-0167】嘱託産業医のためのストレスチェック実務Q & A
ストレスチェック実務Q & A編集委員会 編

新規登録、貸出はこちらから

http://www.sanpo19.jp/modules/rental/index.php?content_id=1

【7】ご相談・ご質問コーナー

当センターでは、産業医や事業所の労務管理者等の方が産業保健活動を実践する上での様々な問題に関するご相談・ご質問を窓口（予約面談）・電話・Eメール等で受付・対応しています。各専門分野の産業保健相談員を中心に対応し、解決方法等を助言させていただきます。ご利用は無料ですので、どうぞお気軽にご利用ください。

お問合せ・相談申込窓口

<http://www.sanpo19.jp/modules/inquiry/index.php?op=0>

◇+◇

☆☆寄せられた質問から☆☆

【質問】

平成28年6月から化学物質のリスクアセスメントが義務化されるにあたり、事業場内で請負で有機溶剤を取り扱う業務を行っている場合、元方が請負どちらにリスクアセスメントの義務があるのでしょうか？

使用する材料は全て元方事業者が支給しています。

また、下請け事業者へ化学物質の支給を行い、加工を行ってもらっている場合はどちらがリスクアセスメントの義務があるのでしょうか？

【回答】

ご質問いただきありがとうございます。

原則的な義務は次のとおりになると思います。

1) 事業場内で請負で有機溶剤を取り扱う業務を行っている場合、リスクアセスメントの義務は、請負事業者にあります。

2) 使用する材料は全て元方事業者が支給している場合、元方事業者にSDSの交付義務（安衛法施行令別表9等の640物質、これ以外は努力義務）があります。

3) 下請事業者へ化学物質の支給を行い、加工してもらっている場合、元方事業者にSDS交付義務、請負事業者には交付されたSDSに基づくリスクアセスメント義務があります。

しかしながら貴社は製造業に属していると思われるので、上記1)、2)は労働安全衛生法第30条の2「製造業の元方事業者責任」（罰則：労安法第120条）により、状況が変わってくることにご注意ください。

☆指針「製造業（造船業を除く。）における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/dl/k060801010a.pdf>)、

☆リーフレット「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指

針」のポイント

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/061120-1.html>)

指針を見ますと、例えば「2 作業間の連絡調整の実施」の例示で次のように例示されています。

混在作業の内容	元方事業者が講ずべき措置
エ ある関係請負人が有機溶剤を用いた塗装作業を、別の関係請負人が溶接作業を行う場合	通風又は換気、防爆構造による電気機械器具の使用等についての指導、作業を行う時間帯の制限等の措置
キ ある関係請負人が化学設備を開放し、当該化学設備の内部に立ち入って修理を、別の関係請負人がその周囲で別の作業を行う場合	化学物質等の漏洩防止に関する指導、作業を行う時間帯の制限、法第31条の2の化学物質等の危険性及び有害性等に関する情報の提供等の措置
作業間の連絡調整の具体的な実施は、作業発注時にあらかじめ作業指示書に具体的な実施事項を記載した上で関係請負人に通知する、現場における作業開始前の打合せにおいて関係請負人に指示する等の方法による。	

ある関係請負人b社、別の関係請負人c社の労働者（プラス元方A社の労働者など）が同一の場所で作業しているため事故が発生すれば巻き添えになるというのが混在作業ですので、設備等を所有しc社、b社に措置を指示できる立場の元方A社が連絡調整する義務を負うとされています。

上記の例の「元方事業者が講ずべき措置」の内容が、リスクアセスメントを実施した後の措置内容を含んでいますので、

○b社にSDSを交付し、b社がリスクアセスメント実施し、措置を決め講じる
 ○A社はb社からリスクアセスメント結果等を入手し、内容をc社にも周知し、b、c社間の連絡調整を行う（内容が正しいことが前提になると思います）
 こととなりますが、爆発や化学物質漏えい等があればA社及びその労働者も被害をこうむることとなりますので、元方事業者が主体となって請負事業者とともにリスクアセスメントすることが効率的で合理的だと思います。

また、「9 危険性及び有害性等の情報の提供」「10 作業環境管理」等々の項目もあり、元方事業者が主体となって請負事業者とともにリスクアセスメントすることが効率的で合理的だと思います。

なお、法第31条の2については、化学合成プラントのような「化学物質を製造する設備」の改造等を請負業者に発注する化学物質製造メーカーの義務を定めた条文で、対象設備も「引火点65度以上のものを引火点以上で製造する」設備などと限られています。措置義務としては、安規第662条の4の内容のとおり、リスクアセスメント結果と対応する措置の文書を交付することとなります。

更に、上記1）、2）の場合に、請負事業者の労働者に直接作業指示したり、生産量（時間外労働）を指示するなど、請負事業者の労働者を自社の労働者や派遣労働者同様に指揮命令しますと偽装請負と判断されることがありますのでご注意ください。

【8】編集後記

やがて新年度。4月はフレッシュマンの季節ですが、健康診断の季節でもあります。昨年12月に施行された「ストレスチェック制度導入」についても、健康診断に併せ実施する会社も多いと思います。

当センターでは、3月10日に医師向けの「面接指導研修」を開催し、多数の先生方に

山梨メールマガジン第88号

ご参加いただきました。

新年度も、ストレスチェック制度の実施者向け研修を5回、医師向けの面接指導研修を3回予定していますので、まだ受講されていない方（再度受講可能です）につきましては、

趣旨をご理解いただき、制度が円滑に定着し、活用されますようお願いしています。

なお、メンタルヘルス促進員が事業場を訪問しアドバイスするストレスチェック制度の導入支援も行っていますのでご利用ください。

私事で恐縮ですが、皆様からのご指導ご鞭撻により2年間務めることができましたが、4月から労働局で働くことになりました。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

(助松行夫)

配信の解除を希望される方は下記のアドレスからご連絡ください。
yamanashi@sanpo19.jp

【発行】独立行政法人 労働者健康福祉機構
山梨産業保健総合支援センター

【住所】〒400-0031 山梨県甲府市丸の内2-32-11 山梨県医師会館4階

【TEL】055(220)7020 【FAX】055(220)7021

【E-mail】yamanashi@sanpo19.jp 【URL】<http://www.sanpo19.jp/>
